

サハラ地域の自治法を交渉するためのモロッコのイニシアチブ

I 最終的な政治的解決に向けたモロッコのコミットメント

1. 2004 年以来、国連安全保障理事会は、「現在の膠着状態を終わらせ、政治的解決に向けた前進をするために、地域の当事者と国家が国連と全面的に協力し続けること」を定期的に呼びかけてきました。
2. 国際社会からの呼びかけに応え、モロッコ王国は前向きで建設的、かつダイナミックなプロセスに取り組み、王国の主権と国家安全保障の枠組みの中で、サハラのための自主的なイニシアチブを提出することを約束しました。
3. このイニシアチブは、法の支配、集団および個々の自由、ならびに経済的社会的発展に基づいて、現代の民主的社会を築くための取り組みの一部です。従って、この取り組みは地域の人々のより良い未来への希望をもたらし、分離と追放に終止符を打ち、和解を促すものです。
4. モロッコ王国はこのイニシアチブを通じて、差別や排除をすることなく、領土内外のすべてのサハラウィがその地域の団体や機関における立場や役割を有することを保証します。
5. 従って、サハラの住民たちは、立法府、行政府、司法機関を通じて、自らの問題を民主的に運営し、独占的な権力を享受することになります。彼らはすべての分野で地域の発展に必要な財源を持ち、国の経済的、社会的、文化的な生活において積極的な役割を果たすことになるでしょう。
6. 国家は、主権の分野、特に国王陛下の防衛、対外関係ならびに憲法上および宗教上の特権において、その権限を維持します。
7. 開かれた精神に基づくモロッコのイニシアチブは、相互に受け入れ可能な政治的解決策につながる対話と交渉のプロセスへの道を開くことを目指しています。
8. 交渉の結果として、自治の地位は、自決の原則と国連憲章の規定に従って、国民投票のために関係者に提出されなければなりません。

9. このため、モロッコは、地域の歴史における新しい章を書く機会をとらえるように他の当事者に要求します。モロッコはこのイニシアチブの精神に基づいて真摯かつ建設的な交渉に参加し、信頼醸成の促進に貢献する用意があります。

10. この目的を達成するために、モロッコ王国は国連事務総長とその特使に全面的に協力していく所存です。

II モロッコの提案の基本的要素

11. モロッコの自治プロジェクトは、国連組織の適切な提案ならびに、地理的にも文化的にもモロッコに近く、国際的に認められた規範や基準に頼る国々で施行されている憲法上の規定からのインスピレーションを得ています。

A サハラ自治地域の権力

12. 民主主義の原則と手続きを守り、立法機関、行政機関および司法機関を介して行動することにより、サハラ自治地域の人々は、主に次の事項に関して、その地域の領土内で権限を行使するものとします。

- 地域行政、地域警察、および管轄権
- 経済分野：経済開発、地域計画、投資促進、貿易、産業、観光および農業
- 地域の予算と課税
- インフラ：水道、水力施設、電気、公共事業および輸送
- 社会分野：住宅、教育、健康、雇用、スポーツ、社会福祉および社会保障
- サハラ・ハッサニ文化遺産の振興を含む文化活動
- 環境

13. サハラ自治地域には、あらゆる分野での発展に必要な財源を有します。財源は特に以下から得られます：

- 地域の管轄当局により制定された税金、関税および地域からの貢献
- 地域に割り当てられた天然資源の搾取からの収入
- 地域に存在する天然資源の利用から国家によって集められた所得からの割り当て
- 国家連帯の枠組みの中で割り当てられた必要な資金

- 地域の遺産からの収入

14. 国家は、特に以下の事項について独占的管轄権を有します。

- 主権に帰属するもの、特に国旗、国歌および通貨
- 礼拝の自由ならびに個人および集団の自由における、忠実な保証人という司令官としての、国王の憲法上および宗教上の特権に帰属するもの
- 国家安全保障、対外防衛および領土保全の防衛
- 対外関係
- 王国の管轄秩序

15. 対外関係に関する国家の責任は、その地域の特権と直接関連する事項に関してはサハラ自治地域と協議して行使されるものとします。

16. 上記の第 14 項に規定されている、サハラ自治地域における国家の権限は、政府の代表によって行使されるものとします。

17. さらに、特定の当事者に明確に委ねられていない権限は、補完性の原則に基づいて、共通の合意によって行使されるものとします。

18. サハラ自治地域の人々は議会や他の国内機関に代表を送るものとし、彼らはすべての国政選挙に参加するものとします。

B 地域の主体

19. サハラ自治地域の議会は、様々なサハラウィの部族から選出されたメンバー、および、直接の普遍的な選挙によって選択されたメンバーによって構成されなければならなりません。

20. サハラ自治地域の行政権は、地域議会によって選出された政府の長によって行われるものとする。その者は国王から出資を受けます。政府の長は地域における国家の代表でもあります。

21. サハラ自治地域政府の長は、自治法の下で、その地域の内閣を形成し、委任された権力を行使するために必要な管理者を任命するものとします。その者は地域の議会に責任を負うものとします。

22. サハラ自治地域の管轄機関によって制定された規範の施行による紛争に裁定を下すために、地域議会が裁判所を設置することができます。これらの裁判所は、国王の名の下に、完全に独立した主体として裁定を下さなければなりません。
23. サハラ自治地域の最高の管轄機関として、高等地方裁判所は、王国の最高裁判所または憲法評議会の権限を阻害することなく、その地域の立法の解釈に関する最終決定を下すものとしします。
24. サハラ自治地域の機関によって発行された法律、規制および裁判所の判決は、その地域の自治法および王国の憲法に準拠するものとしします。
25. 地域住民は、普遍的に認められているモロッコの憲法で定められた人権に関するすべての保証を享受するものとしします。
26. サハラ自治地域に経済社会評議会を設置するものとしします。評議会は、経済的、社会的、専門的、そして地域社会のグループからの代表者、また適格とされるメンバーで構成されるものとしします。

III 自治法の承認と実施の手続き

27. 地域の自治法は交渉の対象となり、自由な国民投票のために関係者に提出されるものとしします。この国民投票は、国際的合法性、国連憲章、総会および安全保障理事会の決議の規定に従って、地域の人々による自己決定権の自由行使とされます。
28. この達成に向け、両当事者は、この政治的解決策を促進し、サハラの人々による承認を確保するために、共同で誠意をもって働くことを誓約します。
29. 更に、自治法の持続可能性を保証し、国の国内法制度の中での特別な立場を反映するために、モロッコの憲法は修正され、自治法が組み込まれるものとしします。
30. モロッコの王国は、帰国する人たちを国家の組織に完全に統合するために必要なすべての措置を講じるものとしします。これは彼らの尊厳を守り、その安全と財産の保護を保証する方法で行われるでしょう。
31. このために、モロッコ王国は、特に、この恩赦によってカバーされる事実に基づいて、いかなる法的手続き、逮捕、拘禁、投獄またはいかなる種類の脅迫も排除して、包括的な恩赦を宣言するものとしします。

- 32.当事者が提案された自治に合意したら、彼らの代表者で構成される暫定理事会は、領土外にある武装勢力の本国への送還、軍縮、動員解除、再統合、および選挙を含む本法の承認と実施を確保することを目的としたその他の措置を支援するものとします。
- 33.国際社会と同様、モロッコの王国は今日、サハラ紛争の解決は交渉からのみもたらされると確信しています。したがって、国連に提出した提案は、国際的な合法性を保ちながら、国連憲章に明記されている目標および原則に準拠した取り決めに基づいてこの紛争の最終的な解決に到達するために交渉を開始する本当の機会を形成するものです。
- 34.モロッコは地域を悩ませている紛争に対して、相互に受け入れ可能な最終的な政治的解決に到達するために、誠意をもって、そして建設的で開かれた精神で交渉することを誓約します。当該イニシアチブの成功に貢献する信頼環境を醸成するため、モロッコ王国は、前向きな貢献をする用意があります。
- 35.モロッコ王国は、相手の当事者が提案の重要性とスコープを認識し、そのメリットを理解し、前向きかつ建設的に貢献することを望んでいます。モロッコ王国はこのイニシアチブにより醸成されたモメンタムはこの問題をこの機に最終的に解決する歴史的な機会を提供するものとの見解です。

モロッコのイニシアチブのアプローチと内容に関する説明覚書

モロッコ王国から国連組織に提出された自治提案は、現在の膠着状態を打破するという国際社会からの希望に応じて生まれました。対話を促進し、交渉開始を支援することを目的としているが、現段階では、提案は自治法の広義に限定されています。

1. 交渉に広く開かれた提案

- これは決して一方的な決定ではなく、確定した申し出でもありません。むしろ相手の当事者に開かれたイニシアチブであり、その目的は現実的で実用的な妥協の解決策に到達することです。
- したがって、モロッコの提案は自治プロジェクトの詳細には入り込んでいません。現段階では、それは自律性を支配する概要と原則を定義することに限定されており、交渉フェーズの間にその提案が相手方に判断されることを可能にします。
- この段階で最も重要なことは、詳細な実質的な議論を可能にする交渉プロセスを促すことによって、平和のためのモメンタムを醸成することです。

2. 国連の枠組みに含まれるイニシアチブ

- イニシアチブは、国連が発した呼びかけに対応しています。
- 目的は現在の膠着状態を打破することです。
- モロッコは、広範な地域自治を提供するソリューションを提案する唯一の国です。サハラの人々が自らの問題を自分自身で管理することを可能にし、同時に王国の主権、国家の団結および領土の完全性が維持されるものです。
- このイニシアチブは、互いに正反対の2つの選択肢、つまり、統合と独立の間の妥協策です。

3. 実質的に信頼できるイニシアチブ

- モロッコの提案の内容は、地域の社会的および文化的特異性を考慮に入れたものであり、最先端の民主主義国における国際自治基準と一致しています。

- この提案は、近代的で開かれた民主社会を築くという国王陛下のプロジェクトの中心的なものです。
- 準備が、協議と民主的参加のダイナミックな過程を経た事実から、強みを引き出しています。
- 王国の主権、国民の団結、領土の保全を維持することに加えて、この提案は自治領に広範な権力を与え、独自の組織を提供することで、サハラの人々が民主的に自身の課題を遂行できるようになります。
- 地域に自身の資源を与え、同時にそれがその社会的及び経済的發展を達成するために国家連帯のアドバンテージから利益を享受し続けることを可能にします。
- このイニシアチブでは、経済、社会、および文化的生活のあらゆる側面だけでなく、国内の機関への参加を通じて地域の人々が達成した貴重な成果を考慮に入れます。
- このイニシアチブは、地域が独自の立法機関、執行機関、司法機関を持つことを規定しています。
- この提案は、管轄権をめぐる紛争の可能性を解決するために、仲裁機関と同様に、地域および国内機関の間における調整メカニズムを規定しています。

4. 実現への協調

- この地域の住民による国民投票により、国民の自己決定権は行使され、交渉と対話の同じ原則に沿って、提案は誠意をもって自治法の支持に貢献するという当事者の真剣なコミットメントに依拠しています。
- モロッコのイニシアチブはまた、信頼の醸成と過渡的な措置を提供します：恩赦、難民の帰還、とりわけ自治地域での最初の選挙を準備するために義務付けられた過渡期評議会の設置。

5. 多くの可能性と機会を実現するためのイニシアチブ

- ティンドフ・キャンプの人々の苦しみを終わらせる。
- キャンプに住んでいる人々の再統合と帰還を可能にする。

(非公式翻訳・英文参照のこと)

- マグレブの建設を後押しする新たな機会を与え、そこにマグレブの人々の団結、安定、安全、進歩と民主主義の願望を満たす。
- テロやあらゆる種類の密輸、組織犯罪、人身売買、サヘル、サハラ、地中海地域の不安定さからくる脅威からの護衛。